

○用語解説

用語	解説
あ行	
アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)	誰もが意図せず潜在的に持っている思い込みのこと。環境、教育、所属などから影響を受け、既成概念、固定概念となっていく。無意識に「こうだ」と思い込むこと。
育児・介護休業法	正式名称は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。 育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、わが国の経済及び社会の発展に資することを目的とする法律。
M字カーブ	日本人女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合)をグラフで表すと、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたち に似た曲線を描く傾向が見られるため、この形態を「M字カーブ」と言う。
LGBTQ	Lrsbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人、Questioning (クエスチョニング) の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ (性的少数者) を表す総称のひとつ。
か行	
キャリア形成	仕事を通じて必要な経験やスキルなどを積み重ねて自己実現を図るプロセスのこと。
キャリアアップ支援	より高い専門的知識や能力を身につけ、経歴を高くする支援や、高い地位や 高給職への転職支援。
グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への資本が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。 「男性は仕事、女性は家庭」などと表現されるように、性別によって役割・能力・活動分野などを固定的に捉える考え方。
困難女性支援法	正式名称は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月施行)。 さまざまな困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

さ行	
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。 人間には生まれ持った生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた男性像・女性像があり、そのような男性、女性の別を社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー/gender)という。
ジェンダーパランス	男女の賃金格差や昇進格差をなくし、男女の採用の公平性をとること。
女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年9月交付、10年間の時限立法)。 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、国、地方公共団体、301人以上の企業に数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定・届出、女性の活躍に関する情報の公表を義務付けた法律。 令和元年6月一部を改正する法律が公布され、行動計画の策定、届出、公表義務の対象企業が101人以上に拡大されたほか、301人以上の企業の情報の公表内容が強化された。
女性のエンパワーメント	女性が自らの意識と能力を高めて意思決定過程に参画し、政治的、経済的、社会的に力を持った存在になること。
ジョブカフェ	都道府県が主体となって設置している、若者の就職支援をワンストップで行う施設のこと。正式名称を「若年者のためのワンストップサービスセンター」という。
性的指向(Sexual Orientation)	恋愛・性愛の対象として魅力を感じる相手の性別のことで、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。
性自認(Gender Identity)	性別に関する自己意識のことである。
性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害の人々など、性的少数者のこと。LGBTQとも呼ばれている。
セクシュアルハラスメント	相手の意に反して不快、不安な状態に追い込む性的な言動により、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を害したりすること。
た行	
ダイバーシティ(多様性)	性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存すること。
男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づいて政府が定める、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めた法律。
男女共同参画の視点	個人の能力を自由に発揮し、対等な立場に立って、多様な価値や考えを理解し、認め合うこと。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。 職場での男女差別を禁止するとともに、男女の均等な機会と待遇を確保することを定めた法律。
デートDV	結婚していない恋人の間で起こる暴力。
デジタル化	業務の効率化のため、情報や過程をデジタルを活用した業務に変更することで、手作業の方法からデジタル技術へ移行すること。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、親密な関係にあった男女間で行われる身体的・精神的な暴力のことを言い、殴る、蹴るなどの行為のほか、相手を思いどおりに支配しようとする態度や行為を含む。なお、ドメスティック・バイオレンスは、法令等で明確に定義された言葉ではない。
DV防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 家庭内での暴力を防止するとともに、被害者（配偶者等）の保護と自立に向けた支援を行うことを目的とする法律。
な行	
長野県パートナーシップ届出制度	双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係を長野県に届け出ることによって、届出があったことを証明するもの。
は行	
ハラスメント	他者に対し、不愉快な気持ちにさせることや、実質的な損害を与えるなど、不快感を与える行為の一般的総称であり、類似の概念にいたずら、いじめ等がある。 受け手の感じ方によって嫌がらせになるかどうかは違うため、自覚を持たず、無知・無自覚または当人なりの善意に基づいて行為に及んでいる場合があることに注意が必要。
バリアフリー化	高齢者・障がい者等が生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。
包括的支援	人生の各段階における心身の状態に応じて、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携により、生涯にわたり適切かつ効果的な支援が総合的に行われること。

ま行	
マタニティハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に、職場で精神的・肉体的ないやがらせ(解雇や雇い止め、自主退職の強要などの不当な処遇)を受けること。
ら行	
ライフステージ	人生の節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。
労働力率	15歳以上の人口に占める、求職中の人も含めた働く人の割合。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。